

市町村建築行政事務処理要綱

最終改正 令和7年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、建築基準法施行細則（昭和46年愛知県規則第55号）第23条及び愛知県建築基準条例の規定による認定の申請等に関する規則（平成12年愛知県規則第139号）第1条第2項の規定に基づき、市町村を経由する申請書（確認申請書、計画変更確認申請書、中間検査申請書、完了検査申請書、適用除外保存建築物指定申請書、道路位置指定申請書、許可申請書、認定申請書及び仮使用認定申請書をいう。以下同じ。）の処理及びこの事務に対する経費として交付する交付金について必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第1条の2 この要綱において、経由件数とは、当該年度の初日の属する年の1月1日から12月31日までに県において受理した申請書（完了検査申請書が提出されている仮使用認定申請書を除く。）及び計画通知書の件数とする。

(申請書の受付)

第2条 市町村は、経由する申請書について、下記の図書が整備されていること及び手数料納付金額を確認したうえ、申請書に受付印を押印するものとする。ただし、確認申請書及び計画変更確認申請書については、手数料納付金額の確認は要しないものとする。

申請書の種類	書 類	添 付 図 書
確 認 申 請 書 計画変更確認申請書 (建築物)	申請書 正	※ 確認申請書(副本) 付 近 見 取 図 配 置 図 各 階 平 面 図 そ の 他
確 認 申 請 書 計画変更確認申請書 (昇降機)	申請書 正	※ 確認申請書(副本) 付 近 見 取 図 配 置 図 各 階 平 面 図 そ の 他
確 認 申 請 書 計画変更確認申請書 (工作物)	申請書 正	※ 確認申請書(副本) 付 近 見 取 図 配 置 図 そ の 他
中 間 検 査 申 請 書	申請書 正	※ 確認申請書(副本) そ の 他
完 了 検 査 申 請 書	申請書 正	※ 確認申請書(副本) そ の 他
適用除外保存建築物指定申請書	申請書 正・副	付 近 見 取 図 配 置 図 各 階 平 面 図 そ の 他
道路位置指定申請書	申請書 正・副	付 近 見 取 図 道 路 平 面 図 地 籍 図 そ の 他
許 可 申 請 書	申請書 正・副	付 近 見 取 図 配 置 図 各 階 平 面 図 立 面 図・断 面 図 そ の 他
認 定 申 請 書	申請書 正・副	付 近 見 取 図 配 置 図 そ の 他
仮使用認定申請書 (建築物、昇降機)	申請書 正・副	各 階 平 面 図 安 全 計 画 書 そ の 他
仮使用認定申請書 (工作物)	申請書 正・副	配 置 図 安 全 計 画 書 そ の 他

※は指定確認検査機関へ確認申請をし、行政の建築主事に計画変更確認申請又は検査申請をする場合に限る。

- 2 建築物の確認申請と同時にする他の確認申請のうち、昇降機の確認申請書にあっては添付図面のうち付近見取図、配置図及び各階平面図を、工作物の確認申請書にあっては付近見取図及び配置図を省略することができる。
- 3 仮使用認定申請のうち、完了検査申請書が提出されている場合は、安全計画書を省略することができる。

(申請書の調査及び送付)

第3条 市町村は、第1条の申請書について申請地の地名及び地番の表示の適否を調査するほか、速やかに現地調査票（様式第1）の該当事項を調査し、意見ある場合は意見を付し、消防同意（建築確認申請及び計画変更確認申請の場合は消防審査）の有無を確認して、県へ送付するものとする。ただし次の各号に掲げる事項はその必要がない。

(1) 中間検査申請書及び完了検査申請書の送付。

この場合、県の検査担当者に事前に連絡し、手渡すこと。

(2) 既に現地調査票が作成済の場合で、明らかにその内容に変更が無いと認められる場合の現地調査票の作成。

- 2 申請地が市街化調整区域内である場合は、都市計画法に適合することを証する書面若しくはその写しが添付されていることを確認すること。

(工事検査の補助)

第3条の2 市町村は、中間検査申請書又は完了検査申請書の申請を受理したときは、可能な範囲で補助（検査の同行を含む。）をするものとする。

(許可申請に係る事務)

第4条 市町村長は、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく許可申請にあってはその申請内容に対して意見書（様式第2）を付するほか、建築基準法第48条及び第51条の許可申請で公害が発生するおそれのあるものにあつては公害関係調査書（様式第3）を付するものとする。

- 2 第48条の許可においては、意見の聴取用の図書の閲覧をさせるものとする。

(計画通知書等への準用)

第5条 計画通知書、工事完了通知書及び特定工程工事終了通知書の取扱いについては、第1条から第3条の2の規定を準用するものとする。

(通知書等の交付)

第6条 申請者に交付する通知書等（確認済証、適用除外保存建築物指定申請、道路位置指定申請、許可申請及び認定申請に係る通知書並びに仮使用認定通知書をいう。以下同じ。）は、原則として申請書を調査した市町村を経由するものとする。

- 2 市町村は、前項の規定に基づき県から通知書等が送付されたときは、申請者に通知書等を交付するものとする。

(交付金)

第7条 県は、市町村に対して毎年度予算の範囲内で次の各号に定める金額の交付金を交付するものとする。

(1) 基本額

11,500円

ただし、経由件数（中間検査申請書及び完了検査申請書を含まない。）がない市町村については、交付金を交付しないものとする。

(2) 経由件数（中間検査申請書及び完了検査申請書を含まない。）が10件を超える1件ごとに750円以内。

(3) 中間検査申請書、完了検査申請書にあっては、その経由件数が1件ごとに200円以内。

(交付金の交付決定及び交付時期)

第8条 交付金の交付決定及び交付時期については、市町村権限移譲交付金交付要綱第4の規定による。

附 則

この要綱は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和44年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和45年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和49年9月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、昭和53年3月1日から施行する。
- 2 改正後の要綱第7条第1項の規定は、昭和52年1月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、昭和54年10月1日から施行する。
- 2 改正後の要綱第7条第1項の規定は、昭和54年1月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和56年3月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、昭和57年1月20日から施行する。
- 2 改正後の要綱第7条第1項の規定は、昭和56年1月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、昭和60年12月20日から施行する。
- 2 改正後の要綱第7条第1項の規定は、昭和60年1月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、昭和63年4月20日から施行する。
- 2 改正後の要綱第7条第1項の規定は、昭和63年1月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成4年12月24日から施行する。

2 改正後の要綱第7条の規定は、平成4年1月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成5年5月1日から施行する。

2 改正後の要綱第7条の規定は、平成5年1月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成5年6月25日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成7年5月8日から施行する。

2 改正後の要綱第7条の規定は、平成7年1月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成8年5月31日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成10年4月10日から施行する。

2 改正後の要綱第7条の規定は、平成10年1月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成11年5月1日から施行する。

2 改正後の要綱第7条中、中間検査申請書に係る部分については、別に定める日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年12月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

現 地 調 査 票

第 年 月 日 号

申請書に係わる現地を調査した結果は次のとおりです。

申請書の種類：
 受付日付： 年 月 日
 受付番号：
 申請者氏名：
 建築場所：

1. 申請敷地に接する道路関係

① 道路 区分	幅員	基準法	指定番号	指定年月日
1) 国道・県道・市町村道・ 私道・里道・その他の道	(.)m	42-1()・ 42-2・その他の道路	()号	(. .)
2) 国道・県道・市町村道・ 私道・里道・その他の道	(.)m	42-1()・ 42-2・その他の道路	()号	(. .)
3) 国道・県道・市町村道・ 私道・里道・その他の道	(.)m	42-1()・ 42-2・その他の道路	()号	(. .)
4) 国道・県道・市町村道・ 私道・里道・その他の道	(.)m	42-1()・ 42-2・その他の道路	()号	(. .)
5) 国道・県道・市町村道・ 私道・里道・その他の道	(.)m	42-1()・ 42-2・その他の道路	()号	(. .)
② ①の道路との間に水路等がある場合	水路の中(.)m			
水路等占用許可：(有・無)	「許可年月日： 年 月 日 許可番号： 号」 占用の中(.)m			

2. 敷地周辺の状況

名称	幅員
1) 公園・広場・川・水面・線路・その他	(.)m
2) 公園・広場・川・水面・線路・その他	(.)m

3. 地域・地区関係

- ① 都市計画区域：(内・外)「市街化区域・調整区域」、準都市計画区域：(内・外)
- ② 法第6条1項3号指定区域：(内・外)
- ③ 用途地域

用途地域	建蔽率	容積率	外壁後退
1) 一種低住・二種低住・一種中住・二種中住・一種住居・二種住居・準住居・ 田園住居・近隣商業・商業・準工業・工業・工業専用・指定なし	(.)%	(.)%	(.)m
2) 一種低住・二種低住・一種中住・二種中住・一種住居・二種住居・準住居・ 田園住居・近隣商業・商業・準工業・工業・工業専用・指定なし	(.)%	(.)%	(.)m
3) 一種低住・二種低住・一種中住・二種中住・一種住居・二種住居・準住居・ 田園住居・近隣商業・商業・準工業・工業・工業専用・指定なし	(.)%	(.)%	(.)m
4) 一種低住・二種低住・一種中住・二種中住・一種住居・二種住居・準住居・ 田園住居・近隣商業・商業・準工業・工業・工業専用・指定なし	(.)%	(.)%	(.)m
5) 一種低住・二種低住・一種中住・二種中住・一種住居・二種住居・準住居・ 田園住居・近隣商業・商業・準工業・工業・工業専用・指定なし	(.)%	(.)%	(.)m

(第2面)

- ④防火地域等：(防火・準防火・指定なし・法22条)
- ⑤災害危険区域：(内・外)
- ⑥高度地区：(内・外) 「種」
- ⑦高度利用地区：(内・外)
- ⑧特定街区：(内・外)
- ⑨地区計画区域：(内・外)
- ⑩建築協定区域：(内・外)
- ⑪下水道処理区域：(内・外 (予定処理区域・その他))
「集中浄化槽・個別浄化槽・くみ取り・公設下水管・私設下水管・その他」
- ⑫宅地造成等工事規制区域：(内・外) 「許可年月日： 年 月 日
許可番号： 号」
- ⑬特定盛土等規制区域：(内・外) 「許可年月日： 年 月 日
許可番号： 号」
- ⑭土地区画整理区域：(内・外) 「許可年月日： 年 月 日
許可番号： 号」 許可申請中()
- ⑮占用許可等：(有・無) 名称：
「許可年月日： 年 月 日 許可番号： 号」
- ⑯その他の区域：(急傾斜地崩壊危険区域・旧住宅地造成事業・地すべり防止区域・河川区域・
河川保全区域・風致地区・自然公園・近郊緑地保全区域・森林法保安林・文化財保護区域・
土砂災害特別警戒区域)
- ⑰確認対象法令：(港湾法臨港地区・流通業務地区・航空機騒音障害防止地区・
に係る地域 自転車の安全利用で条例で定める区域)
- ⑱備考：

4. 都市計画法関係

- ①開発許可 (29条)：(有・無)
- ②建築許可 (43条)：(有・無)
「許可年月日： 年 月 日 許可番号： 号」
「完了公告年月日： 年 月 日 番号： 号」
「制限解除年月日： 年 月 日 番号： 号」
- ③既存宅地：(内・外) 「証明有無：(有・無)」
- ④都市計画施設(53条)：(有・無)
名称： 幅員：(.)m
名称： 幅員：(.)m
- ⑤適合証明：(内・外) 「証明有無：(有・無)」

5. その他

- ①屋外広告物法：(支障有・支障無)
- ②駐車場法：(支障有・支障無)
- ③備考：

(備考)

作成者 担当課： () 氏名 ()
連絡先 電話番号：
メール：

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

意 見 書

第 号
年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

市 町 村 長 名

建築基準法第 条第 項 の規定に基づく許可申請についての意見は、
次のとおりです。

(意見)

